

でい-びい
●DVとは？

はいぐうしゃなどあいて おも ども こんとろーるし、
配偶者などが相手を思い通りにコントロールし、
せいはい ぼうりょく
支配するために暴力をふるうことです。

これは人権侵害にあたります。

ぼうりょく
暴力にはいろいろなものがあります。

しんたいきぼうりょく
身体的暴力 なぐる、ける、ものな な
物を投げつける など

せいしんてきぼうりょく
精神的暴力 おおこえ
大声でどなる、おど あし
脅す、無視する、バカに
する など

せいてきぼうりょく
性的暴力 いやがっているのにせいこうい
性行為をしよう
とする、にんしん
妊娠しないようにせいりょく
協力してくれ
ない など

しゃがいてきぼうりょく
社会的暴力 がいしゅつ めーる でんわ
外出、メール、電話をしていると怒ら
れる など

けいざいてきぼうりょく
経済的暴力 しゃっぴん なんがい せいかつひ わた
借金を何回もする、生活費を渡さない
など

こどもをまきそへにしたぼうりょく
子どもを巻き添えにした暴力
こどもにぼうりょく
子どもに暴力をふるう、子どもの前で
ぼうりょく
暴力をふるう など

きんきゅうじもちもの
緊急時の持ち物リスト

- お金 キャッシュカード (自分のもの)
- 通帳 (自分や子どものもの) 印鑑
- 健康保険証
- 身分証明書となるもの (運転免許証 など)
- 携帯電話 着替え 薬・お薬手帳
- 母子手帳・年金手帳・障害者手帳 など
- DVの証拠になるもの (診断書・写真 など)



きけん かん
○危険を感じたら...

ばん
すぐに110番へ！



やかん きゆうじつ そうだんまどぐち
○夜間・休日の相談窓口

こども じょせい でんわ そうだん
子ども・女性電話相談
でんわ 025-382-4152
電話

でい-びい じどう ぎゃくたい そうだん ふりー だい やる
DV・児童虐待相談フリーダイヤル
でんわ 0120-26-2928
午前9時～午後10時 年中無休
ごぜん 9 じから ご 10 じ ねんじゅうむきゅう

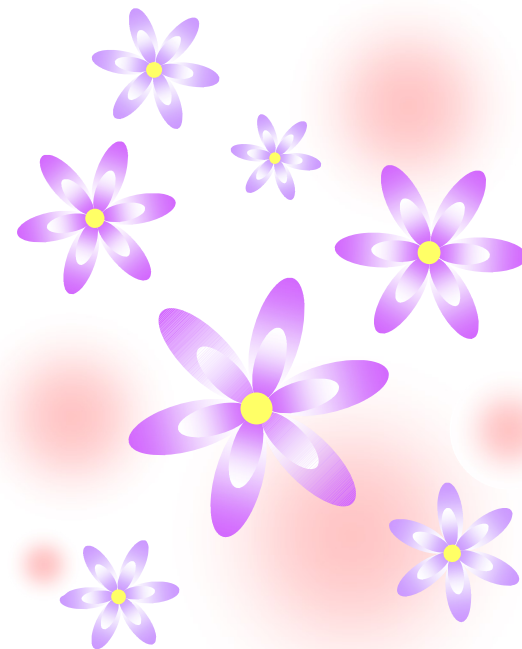
ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそうだんしえんせんたー
長岡市配偶者暴力相談支援センター

でんわ 0258-33-1233
電話

うけつけじかん がつから きんようび ごぜん 10 じから ご 4 じ 30 ぶん
受付時間 月～金曜日 午前10時～午後4時30分
すいようび ごぜん 10 じから ご 7 じ
水曜日 午前10時～午後7時
どようび ごぜん 9 じから ご 3 じ 30 ぶん
土曜日 午前9時～午後3時30分
(祝日と12月29日～1月3日はお休みです。)

あなたは

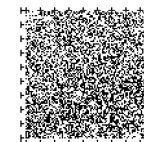
ひとりではありません。



でい-びい はいぐうしゃ こいびと
DV (配偶者や恋人からの暴力) の

なや いっしょ かんが
悩みを一緒に考えます。

ながおかしはいぐうしゃぼうりょくそうだんしえんせんたー
長岡市配偶者暴力相談支援センター



ながおかしいぐうしゃぼうりょくそうだんしえんせんたー
長岡市配偶者暴力相談支援センターでは

でいふい こま ひと はなし き
DVで困っている人の話を聞き

あんしん く
安心して暮らせるようにおてつだいをします。

にんしん
妊娠しないように
きょうりょく
協力してくれない…

ぼうりょく
暴力をふるう
おっと
夫から逃げたい…

おっと こわ
夫が恐くて
しかた
仕方がない…

こいびと なんかい めーる ー てる だんわ
恋人が何回もメールや電話をしてきて、
へんじ
返事をしないと怒る…

おっと せいかつひ
夫が生活費を
わた
渡してくれない…

ほんの少しの勇氣で
あなたは人生を変えることができます。
まずはお電話ください。
相談は無料です。秘密は堅く守られます。

■ 女性の相談員がお話を伺います。

● あなたの「がまん」が、子どもへの虐待につながることも

- DV被害者には20～40代の子育てをしている女性が多い。その子どもたちは家庭の中でつらい思いをしています。
 - ・子どもが、家庭内の暴力を見て、いつもど

きどきしたり、おどおどしている。
・DVで困った母親から子どもが暴力を受ける。
子どもが長い間、親のDVを見ていると、いやな思いをたくさんして、心に深い傷を受けてしまいます。
これは、児童虐待になります。

● 配偶者暴力防止法 (DV防止法) とは？

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といい、DVで困っている人を守り、安心して暮らせるようにするための法律です。

相手と結婚していなくても相談できます。
外国人も相談できます。

● 保護命令とは？

- DVをする人に
- ① 近づいてはいけません。
 - ② 電話やメールをしてはいけません。
 - ③ 子どもにも近づいてはいけません。
 - ④ 親戚や兄弟にも近づいてはいけません。
 - ⑤ 住んでいる家から出てほしい。
と、裁判所から命令することができます。

あなたにはNOという権利があります

ながおかしいぐうしゃぼうりょくそうだんしえんせんたー
長岡市配偶者暴力相談支援センター

0258-33-1233